

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
りたる日は、そ
の翌日)

人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する
規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭
和五十四年十二月鳥取県条例第四十号。以下「昭和五十四年改正条例」
という。)附則第三項の規定に基づき、最高号給を超える給料月額を受
ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料月額の切替え)

第二条 昭和五十四年改正条例附則第三項に規定する職員のうち、昭和五
十四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日におけるその者の給
料月額が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧給料
月額欄に掲げられている職員の切替日における給料月額は、切替日の前

◇人委規則

目次

- 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

日におけるその者の給料月額に対応する切替表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定の適用については、切替日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。

(特定の職員の切替え)

第四条 昭和五十四年改正条例附則第三項に規定する職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧給料月額欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるものは、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

別表(第二条関係) 最高号給を超える給料月額切替表

1 行政職給料表の適用を受ける者

職級の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
料 給	円 399,100	円 410,800	円 326,000	円 335,900	円 300,400	円 309,900	円 274,400	円 283,000	円 235,200	円 242,900	円 196,300	円 202,400	円 154,900	円 159,800	円 112,900	円 116,400
料 月	円 403,900	円 415,600	円 330,300	円 340,200	円 304,200	円 313,700	円 278,000	円 286,600	円 237,600	円 245,300	円 198,500	円 204,600	円 156,900	円 161,800	円 114,500	円 118,000
月 額	円 408,700	円 420,400	円 334,600	円 344,500	円 308,000	円 317,500	円 281,600	円 290,200	円 240,000	円 247,700	円 200,700	円 206,800	円 158,900	円 163,800	円 116,100	円 119,600
	円 413,500	円 425,200	円 338,900	円 348,800	円 311,800	円 321,300	円 285,200	円 293,800	円 242,400	円 250,100	円 202,900	円 209,000	円 160,900	円 165,800	円 117,700	円 121,200
	円 418,300	円 430,000	円 343,200	円 353,100	円 315,600	円 325,100	円 288,800	円 297,400	円 244,800	円 252,500	円 205,100	円 211,200	円 162,900	円 167,800	円 119,300	円 122,800

ロ 公安職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円
給料	337,200	347,800	322,600	333,200	303,900	313,200	278,700	287,800	268,200	277,100	249,000	256,900	233,000	240,200
料	841,300	851,900	826,400	837,000	807,500	816,800	781,700	790,800	771,100	780,000	751,700	759,600	735,600	742,800
月	845,400	856,000	830,200	840,800	811,100	820,400	784,700	793,800	774,000	782,900	754,400	762,300	738,200	745,400
額	349,500	360,100	334,000	344,600	314,700	324,000	287,700	296,800	276,900	285,800	257,100	265,000	240,800	248,000
	853,600	864,200	837,800	848,400	818,300	827,600	790,700	799,800	779,800	788,700	759,800	767,700	743,400	750,600

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円
給料	860,800	871,400	846,800	856,600	807,300	816,400	724,600	731,900
料	865,400	876,000	851,000	860,800	810,300	819,400	726,800	734,100
月	870,000	880,600	855,200	865,000	813,300	822,400	729,000	736,300
額	874,600	885,200	859,400	869,200	816,300	825,400	731,200	738,500
	879,200	889,800	863,600	873,400	819,300	828,400	733,400	740,700

ニ 教育職給料表(白)の適用を受ける者

職務の 等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額
給 料 月 額	円	円	円	円	円	円	円	円
	341,200	351,200	321,500	331,400	296,600	306,400	198,700	205,200
	345,300	355,300	324,500	334,400	299,200	309,000	200,800	207,300
	349,400	359,400	327,500	337,400	301,800	311,600	202,900	209,400
	353,500	363,500	330,500	340,400	304,400	314,200	205,000	211,500
	357,600	367,600	333,500	343,400	307,000	316,800	207,100	213,600

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の 等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額	旧給料 月額	新給料 月額
給 料 月 額	円	円	円	円	円	円	円	円
	398,500	410,200	288,000	297,000	240,100	247,900	194,600	200,700
	402,700	414,400	291,500	300,500	243,300	251,100	197,100	203,200
	406,900	418,600	295,000	304,000	246,500	254,300	199,600	205,700
	411,100	422,800	298,500	307,500	249,700	257,500	202,100	208,200
	415,300	427,000	302,000	311,000	252,900	260,700	204,600	210,700

医療職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
給料月額	416,100	428,300	380,000	391,700	339,900	350,400	268,700	277,300
	420,900	433,100	384,300	396,000	343,600	354,100	271,800	280,400
	425,700	437,900	388,600	400,300	347,300	357,800	274,900	283,500
	430,500	442,700	392,900	404,600	351,000	361,500	278,000	286,600
	435,300	447,500	397,200	408,900	354,700	365,200	281,100	289,700

医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		特 2 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級	
	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
給料月額	332,100	342,000	296,600	306,100	278,000	286,500	234,700	242,300	191,700	197,800	150,100	155,000	106,500	110,000
	336,400	346,300	300,400	309,900	281,600	290,100	237,100	244,700	193,900	200,000	152,100	157,000	108,100	111,600
	340,700	350,600	304,200	313,700	285,200	293,700	239,500	247,100	196,100	202,200	154,100	159,000	109,700	113,200
	345,000	354,900	308,000	317,500	288,800	297,300	241,900	249,500	198,300	204,400	156,100	161,000	111,300	114,800
	349,300	359,200	311,800	321,300	292,400	300,900	244,300	251,900	200,500	206,600	158,100	163,000	112,900	116,400

4 医療職給料表(白)の適用を受ける者

職務の級等	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
給料	320,300	330,100	279,500	288,100	250,800	258,700	213,400	220,100	182,700	188,500
月	324,000	333,800	282,200	290,800	253,300	261,200	215,800	222,500	184,900	190,700
額	327,700	337,500	284,900	293,500	255,800	263,700	218,200	224,900	187,100	192,900
	331,400	341,200	287,600	296,200	258,300	266,200	220,600	227,300	189,300	195,100
	335,100	344,900	290,300	298,900	260,800	268,700	223,000	229,700	191,500	197,300

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「但し」を「ただし」に改め、同条第四号中「期間。但し」を「期間に相当する期間。ただし」に改め、同条第五号中「こえるときは」を「超えるときは、」に改め、同条第六号中「昇格し」を「昇格し、」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第七号中「同条同項第三号及び」を「同項第三号又は」に、「二又は三」を「二以上」に、「こえるときは」を「超えるときは、」に改め、同条第八号中「同条同項同号」を「同号」に改め、「受けていた期間」の下に「に相当する期間」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第九号中「同条同項第三号及び」を「同項第三号又は」に改め、「二ある場合」の下に「(当該号給に決定されることとなる給料月額が三以上ある場合を除く。)」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第十号中「同条同項第三号及び」を「同項第三

号又は」に改め、「場合」の下に「(当該号給に決定されることとなる給料月額が四以上ある場合を除く。)」を加え、「のときは」を「のときは、」に改め、同条第十号の二を同条第十号の三とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第八条の四第一項第三号の規定により号給が決定された場合で、同項第三号又は第四号の規定により当該号給に決定されることとなる給料月額が四以上ある場合の最下位の号給以外の号給の額が、その者の昇格した日の前日における号給の額であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第二十一条第十一号中「前日までの期間」の下に「に相当する期間」を加え、同条第十二号中「第二号、第三号、第四号又は前号の規定により期間」を「第一号から前号までの規定により期間」に、「第二号、第三号、第四号又は前号」を「これら」に、「第十号の二」を「第十号の三」に改める。

別表第一の一大学卒の1博士課程修了の項中「大学院博士課程の修了」の下に「医学又は歯学に関する課程にあつては大学院に四年以上、これらの課程以外の課程にあつては」を加える。

別表第四中「九〇、五〇〇円」を「九三、二〇〇円」に、「八一、四〇〇円」を「八三、九〇〇円」に、「七六、六〇〇円」を「七八、九〇〇円」に改める。

別表第五中「八五、九〇〇円」を「八八、五〇〇円」に改める。

別表第六中「一三八、六〇〇円」を「一四三、九〇〇円」に、「一一六、八〇〇円」を「一二〇、七〇〇円」に、「一〇〇、六〇〇円」を「一〇三、六〇〇円」に、「八七、一〇〇円」を「八九、八〇〇円」に、「九九、〇

〇〇円」を「一〇二、一〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八三、四〇〇円」に、「九六、一〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に改める。

別表第七中「一三八、六〇〇円」を「一四三、九〇〇円」に、「一一六、八〇〇円」を「一二〇、七〇〇円」に、「一〇〇、六〇〇円」を「一〇三、六〇〇円」に、「八七、一〇〇円」を「八九、八〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇二、一〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八三、四〇〇円」に改める。

別表第八中「一三八、八〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「一二七、七〇〇円」を「一三二、五〇〇円」に、「一〇五、七〇〇円」を「一〇九、六〇〇円」に、「九一、九〇〇円」を「九四、八〇〇円」に、「八一、六〇〇円」を「八四、一〇〇円」に改める。

別表第九中「二〇〇、九〇〇円」を「二〇八、四〇〇円」に、「二五九、一〇〇円」を「二六五、二〇〇円」に、「一三五、二〇〇円」を「一四〇、三〇〇円」に、「一二八、〇〇〇円」を「一三二、八〇〇円」に改める。

別表第十中

九三、一〇〇円
八八、六〇〇円
八一、九〇〇円
九三、一〇〇円
八八、六〇〇円
九三、一〇〇円
八一、九〇〇円
八八、六〇〇円

を

九五、九〇〇円
九一、三〇〇円
八四、四〇〇円
九五、九〇〇円
九一、三〇〇円
九五、九〇〇円
八四、四〇〇円
九一、三〇〇円

に

歯科衛生士

新高四卒

七九、二〇〇円

を
歯科衛生士

短大卒
新高四卒

八四、四〇〇円
八一、六〇〇円

八一、九〇〇円
七九、二〇〇円
七六、七〇〇円
九三、一〇〇円
八一、九〇〇円
七六、七〇〇円

八四、四〇〇円
八一、六〇〇円
七九、〇〇〇円
九五、九〇〇円
八四、四〇〇円
七九、〇〇〇円

に改める。

別表第十一中「一〇〇、〇〇〇円」を「一〇三、五〇〇円」に、「九五、七〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「九一、七〇〇円」を「九四、八〇〇円」に、「一八〇、一〇〇円」を「一八二、八〇〇円」に改める。

別表第十三の公安職給料表の項四等級の欄中「一七号給」を「一六号給」に改め、同表の医療職給料表(二)の項特二等級の欄中「一〇号給」を「九号給」に改め、同表の医療職給料表(三)の項四等級の欄中「二二号給」を「二一号給」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(給料の調整を行う職及び調整額)

2 第二条 給料の調整を行う職は、別表第一の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

職員に適用される給料表及び職務の等級に応じて別表第二に掲げる額との合計額に、その者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額)とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二条関係)

勤務箇所	職	員	調整数
母来寮	(1) 收容者と起居を共にする看護婦及び准看護婦	(1)	三
		(2) (1)に掲げる職員以外の職員	一
		(1) 收容者と起居を共にする看護婦	三

積善学園	皆成学園	喜多原学園	岩井長者寮
(3) 保健婦 (2) 児童と起居を共にしない部長、児童指導員及び母	(1) 児童と起居を共にする部長及び母 (6) (1)から(5)までに掲げる職員以外の職員 (5) 部長及び保健婦 (4) 重度棟以外の収容棟に勤務し、児童と起居を共にしない児童指導員及び母 (3) 重度棟以外の収容棟に勤務し、児童と起居を共にする保母	(1) 児童と起居を共にしない部長、主任及び教母 (2) 児童と起居を共にしない部長、主任及び教母 (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	(2) (1)に掲げる職員以外の職員
三	四	一	一

盲学校	衛生研究所	病院	保健所	鳥取療育園	整肢学園	
(1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助 教諭、講師、実習助手及び寮母	科長、研究員及び衛生技師	総婦長、婦長、助産婦、看護婦及び准看護婦 放射線技師及び診療エックス線技師	結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師	(1) 児童指導員、保母、理学療法士、理療師及び看護婦 (2) (1)に掲げる職員以外の職員	(1) 児童指導員、保母、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、理療師、総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦 (2) (1)に掲げる職員以外の職員	(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員
二	二	一	二	一	三	一

イ 行政職給料表

職務の等級	定 額
特1等級	3,516円
1 等 級	2,766円
2 等 級	2,532円
3 等 級	2,273円
4 等 級	1,989円。ただし、2号給1,972円
5 等 級	1,650円。ただし、1号給1,618円
6 等 級	1,328円
7 等 級	975円

別表第二(第二条関係)

中 小 学 校	養 護 学 校
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五 条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接 従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師	(2) (1)に掲げる職員以外の職員
二	一

ハ 教育職給料表(-)

職務の等級	定 額
特1等級	3,174円
1 等 級	2,768円
2 等 級	2,104円。ただし、1号給1,485円 2号給1,554円 3号給1,639円 4号給1,725円 5号給1,810円 6号給1,897円 7号給1,984円 8号給2,071円
3 等 級	1,644円。ただし、2号給1,251円 3号給1,297円 4号給1,347円 5号給1,401円 6号給1,464円 7号給1,531円 8号給1,608円

ロ 公安職給料表

職務の等級	定 額
1 等 級	2,867円
2 等 級	2,747円
3 等 級	2,543円
4 等 級	2,246円。ただし、2号給2,070円 3号給2,163円
5 等 級	1,996円。ただし、1号給1,615円 2号給1,704円 3号給1,795円 4号給1,888円 5号給1,978円
6 等 級	1,789円。ただし、1号給1,435円 2号給1,489円 3号給1,545円 4号給1,611円 5号給1,696円 6号給1,785円
7 等 級	1,663円。ただし、2号給1,327円 3号給1,378円 4号給1,432円 5号給1,486円 6号給1,542円 7号給1,606円

ホ 研究職給料表

職務の等級	定 額
1 等級	3,224円
2 等級	2,382円。ただし、4号給2,323円
3 等級	1,788円。ただし、1号給1,450円 2号給1,522円 3号給1,612円 4号給1,704円
4 等級	1,469円。ただし、1号給1,261円 2号給1,308円 3号給1,365円 4号給1,422円

ニ 教育職給料表(ニ)

職務の等級	定 額
特1等級	3,092円
1 等級	2,592円。ただし、2号給2,458円 3号給2,566円
2 等級	2,034円。ただし、1号給1,347円 2号給1,416円 3号給1,485円 4号給1,554円 5号給1,639円 6号給1,725円 7号給1,810円 8号給1,897円 9号給1,984円
3 等級	1,513円。ただし、2号給1,251円 3号給1,297円 4号給1,347円 5号給1,401円 6号給1,464円

ト 医療職給料表(ニ)

職務の等級	定 額
1 等級	2,855円
特2等級	2,532円
2 等級	2,320円
3 等級	1,902円。ただし、1号給1,819円
4 等級	1,540円。ただし、1号給1,438円 2号給1,503円
5 等級	1,236円
6 等級	953円

ハ 医療職給料表(一)

職務の等級	定 額
1 等級	3,579円
2 等級	3,095円
3 等級	2,793円。ただし、2号給2,739円
4 等級	2,120円。ただし、1号給1,879円 2号給1,992円 3号給2,104円

チ 医療職給料表(三)

職務の等級	定 額
特1等級	2,650円
1 等 級	2,243円。ただし、1号給2,211円
2 等 級	1,975円。ただし、1号給1,896円 2号給1,971円
3 等 級	1,595円。ただし、1号給1,422円 2号給1,485円 3号給1,552円
4 等 級	1,377円。ただし、1号給1,242円 2号給1,287円 3号給1,332円

附 則

- 1 この規則は、昭和五十五年一月一日から施行する。
- 2 昭和五十四年十二月三十一日において給料の調整を受ける職に在職していた職員のうち、改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の調整数欄に掲げる調整数を同じくする職員として引き続き同一又は同種の職に在職している職員で、改正後の規則第二条第二項の規定により得られる額が同日においてその者が受けていた給料の調整額に達しないもの（給料月額に異動があり、異動後の給料月額が同日における給料月額に達しないこととなつたものを除く。）の給料の調整額は、同項の規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた給料の調整額に相当する額とする。
- 3 昭和五十四年十二月三十一日において給料の調整を受ける職に在職して

いた職員のうち、昭和五十五年一月一日以後に異動し、改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数が異動前より下位の区分に属する職員となつた者その他同日以後に人事委員会の定める事由に該当することとなつた職員について、部局内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者の給料の調整額は、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て定める額とすることができる。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	36,500
1年以上 2年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	36,500
2年以上 3年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	36,500
3年以上 4年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	36,500
4年以上 5年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	36,500
5年以上 6年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	36,500
6年以上 7年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	34,700
7年以上 8年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	32,900
8年以上 9年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	31,100
9年以上10年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	29,300
10年以上11年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	27,500
11年以上12年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	25,700
12年以上13年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	23,900
13年以上14年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	22,100
14年以上15年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	20,700
15年以上16年未満	185,000	170,000	150,000	115,000	73,000	19,300
16年以上17年未満	180,600	166,000	146,700	112,400	71,400	17,900
17年以上18年未満	176,200	162,000	143,400	109,800	69,800	16,500
18年以上19年未満	171,800	158,000	140,100	107,200	68,200	15,100
19年以上20年未満	167,400	154,000	136,800	104,600	66,600	13,700
20年以上21年未満	163,000	150,000	133,500	102,000	65,000	12,300
21年以上22年未満	157,200	144,800	129,200	98,700	62,900	11,600
22年以上23年未満	151,400	139,600	124,900	95,400	60,800	10,900
23年以上24年未満	145,600	134,400	120,600	92,100	58,700	10,200
24年以上25年未満	139,800	129,200	116,300	88,800	56,600	9,500
25年以上26年未満	134,000	124,000	112,000	85,500	54,500	8,800
26年以上27年未満	125,200	115,900	104,900	80,100	51,300	8,100
27年以上28年未満	116,400	107,800	97,800	74,700	48,100	7,400
28年以上29年未満	107,600	99,700	90,700	69,300	44,900	6,900
29年以上30年未満	98,800	91,600	83,600	63,900	41,700	6,400
30年以上31年未満	90,000	83,600	76,200	58,300	38,500	5,900
31年以上32年未満	81,200	75,600	68,800	52,700	35,300	5,400
32年以上33年未満	72,400	67,600	61,400	47,100	32,100	4,900
33年以上34年未満	63,300	59,600	54,100	42,000	29,000	4,400
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	3,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十二年十二月鳥取県条例第四十二号」を「昭和五十四年十二月鳥取県条例第四十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「二千円」を「二千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

八頭郡用瀬町大字赤波字屋敷一 三六四内第一番地	用瀬小学校板井原分校	二級
八頭郡用瀬町大字赤波字谷口二 〇三二番地	用瀬小学校杉森分校	二級

及び

日野郡日野町別所一九五番地

日野小学校小林分校

一級

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「四千四百円」を「四千八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

- 七 航空機とう乗作業 航空機にとう乗し、捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締りを行う作業

第三条第一項第十号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 条例第三条第一項第十六号に掲げる作業 勤務一時間につき、次に掲げる警察職員の職務の等級の区分に応じ、それぞれに定める額。ただし、月の一日から末日までの間における当該作業に係る作業手当の総額は、当該それぞれに定める額に八十を乗じて得た額を超えることができない。

- (一) 公安職給料表五等級以上の等級 千五百円
- (二) 公安職給料表六等級以下の等級 千円

第三条に次の一項を加える。

5 月の一日から末日までの間における条例第三条第一項第十六号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の額を計算する場合において、当該期間における当該作業に従事した時間数の合計に一分に満たない端数時間があるときは、当該時間を切り捨てて計算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】

鳥取県人事委員会規則第三十三号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中	29.4	
	22.7	
	14.9	
	10.9	
	9.1	
	6.9	
	6.5	
	を	
	30.3	
	23.4	
	15.4	
	11.2	
	9.4	
	7.1	
	6.7	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。